

# 樁台会館使用規程

昭和50年2月	制 定
昭和56年6月 1日	一部改定
昭和62年4月 1日	一部改定
平成 3年3月31日	一部改定
平成 4年3月29日	一部改定
平成22年4月 1日	一部改定
平成23年3月27日	一部改定
平成28年4月 1日	一部改定
令和 7年4月 1日	一部改定

## 第1条〔目的〕

この規程は樁台自治会（以下「自治会」という）が平群町（以下「町」という）との平成14年12月1日付「公有財産無償貸付契約」（以下「契約」という）により貸与を受けた次の物件の監理・運用に関わる事項を定める。

所在 奈良県生駒郡平群町樁台1丁目1番1号（1987番、1988番、1989番）

土地 756.22 m<sup>2</sup>

建物 鉄骨造メッキ鋼板葺平屋建（延べ面積）192.00 m<sup>2</sup>  
（建築面積）208.00 m<sup>2</sup>

## 第2条〔使用目的〕

自治会は、前条に定める土地及び建物を樁台会館（以下「会館」という）と称し、自治会活動等の用途に供するものとする。

## 第3条〔契約の遵守〕

自治会は、第1条に掲げる町との契約を遵守し、特に次の事項に対しての履行義務を果たす。

- (1) 不可抗力による会館及びその敷地の滅失毀損その他真にやむを得ない事由により契約第3条に定める指定用途の変更を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって平群町の承認を求めなければならない。
- (2) 町の承認を得ないで会館の使用権を第三者に譲渡し、会館を転貸し、又は会館の使用目的を変更してはならない。
- (3) 会館を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。その現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって平群町の承認を求めなければならない。
- (4) 会館の通常の維持管理をするために要する経費は自治会の負担とする。
- (5) 会館の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を町に通知しなければならない。
- (6) 自治会の責に帰する事由により会館を滅失または毀損した場合において町が要求するときは、自治会の負担において現状に回復しなければならない。但し、自治会の故意又は重大な過失よらない火災の場合は、この限りではない。
- (7) 町が会館について実施調査し、又は所要の報告を求める場合は、自治会はこの調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

## 第4条〔使用者〕

自治会は、会館の使用者を自治会員（以下「会員」という）もしくは会員を使用責任者とする非会員に限定する。

## 第5条〔使用の制限〕

次の各号のいずれかに該当すると自治会が認めた場合は、会館を使用することができない。

- (1) 公序良俗に反するとき
- (2) 管理上支障があるとき
- (3) 政治団体使用のとき  
但し公職選挙の公示期間中、候補者の演説会に使用のときを除く。
- (4) 宗教団体使用のとき
- (5) 営利目的であるとき
- (6) その他、不相当とみなす理由のあるとき

## 第6条〔禁止行為〕

次の各号を禁止行為とする。

- (1) 所定場所以外での火気の使用
- (2) 所定場所以外での喫煙
- (3) 衛生、風紀上障害となる行為
- (4) 会館内への危険物の持ち込み
- (5) 会館管理者の承認を得ないで備品什器を持ち出すこと
- (6) 会館管理者の承認を得ないで用具を持ち込み、収納・保管すること
- (7) 会館管理者の承認を得ないで重量物を搬入すること

## 第7条〔使用者の責任〕

1. 会館の使用法は「椿台会館の葉」を参照し、使用者が開館より閉館までの一切を行うことを原則とする。
2. 承認を得て用具を持ち込んだ場合、使用后直ちに撤去しなければならない。
3. 建物および備品・什器を粗雑な扱いによって破損させた場合は、会館管理部に申し出て、原形に復し、又はその実費を賠償しなければならない。
4. 使用后、使用者は、使用個所の清掃、使用した備品・什器の収納、冷暖房の停止、水栓・ガス栓の閉止、戸締り、電灯（非常灯を除く）の消灯等を点検し、遺漏のない状態で閉館する。

## 第8条〔使用時間〕

会館の使用は、原則として9時より21時までとし、その間の使用単位時間を概ね次の通りとする。

- (イ) 9時～13時（午前の部 4時間）
- (ロ) 13時～17時（午後の部 4時間）
- (ハ) 17時～21時（夜の部 4時間）

## 第9条〔使用の予約〕

1. 会館の使用は予約を必要とする。予約は、使用者からの申込みを会館管理部が受け取った時点で、既に予約がなされていなければ成立する。使用者からの申込みとは、第11条の使用区分（イ）に該当する申込みについては口頭による連絡とし、その他の申込みについては所定の「椿台会館使用申込書」の提出とする。
2. 前項の予約のうち、第11条の使用区分（ホ）に該当する申込みを受け取った場合の予約は、土曜日、日曜日、国民の休日を除く日に限り成立する。
3. 予約の成立後、使用者に予約の解消または変更すべき事情が生じた場合は、速やかに会館管理部に連絡し、話し合いによって解決する。

## 第10条〔使用許可の取り消し〕

使用承認後であっても次に該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 使用申請の内容が虚偽であると判明したとき
- (2) 緊急且重要な自治会活動のための会館使用の必要が生じたとき
- (3) この規定に反したとき、あるいは反する恐れがあると判断されたとき

#### 第11条〔使用料〕

1. 会館の使用料は次の通りとし、使用終了後直ちに会館管理部へ納入する。但し、同じ使用者が同月内に複数回使用する場合は最終回の使用後まとめて納入する。

(単位：円)					
使用区分	使用室	使用単位時間 当たりの室料		使用単位時間 当たりの費用	
		会員のみ	非会員含	冷房費	暖房費
(イ) 自治会の運営を目的とするもの	大広間	0	0	0	0
	小会議室	0	0	0	0
(ロ) 本表注記に該当する催し又は会合	大広間	0	0	0	0
	小会議室	0	0	0	0
(ハ) 会員同士の趣味・教養ないし娯楽を 目的とするもの	大広間	500	1,000	500	500
	小会議室	300	600	200	200
(ニ) 会員の個人的な行事・会合に類する もの	大広間	1,500	3,000	1,000	700
	小会議室	800	1,500	500	400
(ホ) 月謝を必要とする塾・教室	大広間	3,000	5,000	1,000	700
	小会議室	1,500	2,500	500	400
(ヘ) 葬儀	全館使用	1日につき 10,000		1,000	700
(ト) 公職選挙の個人演説会	全館使用	5,000		1,000	700
(チ) 上記各区分に該当しないもの	使用室、使用目的、人員、時間等を勘案し、上記区分に準じてその都度定める				

2. 免除適用団体は下記の団体とする。

- (1) 社会教育関係団体

長寿会、町子供育成者連合会、体育協会、ボーイスカウト、ガールスカウト、人権教育推進協議会、連合PTA、PTA地区懇談会、椿台子ども会

- (2) 社会福祉関係団体、ビビット、自主防災会

- (3) 上記免除適用団体以外の団体から使用申請があった場合は、使用区分に準じてその都度、役員会で協議の上対応する。

#### 第12条〔規程の施行〕

この規程は、町の承認を得た後に施行する。

#### 附 則

##### 第1条〔規程の改定〕

この規程の改定は、自治会役員会の議決を経て、総会で決定する。

##### 第2条〔施行期日〕

この規程は令和7年（2025年）4月1日から施行する。但し、町の承認が未決の場合は承認決定の日から施行する。